

Title	近代日本における兵役拒否・兵役忌避・徴兵逃れ祈願
Sub Title	
Author	三上, 真理子(Mikami, Mariko)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2004
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.58 (2004.) ,p.88- 91
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	平成15年度[慶應義塾大学]大学院高度化推進研究費助成金報告
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000058-0088

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

また、本研究をもとに学位請求論文の執筆を予定している。

【主要参考文献】

- 天野久弥, 1997 [1984], 『いざ鎌倉——御谷騒動回想記 (第三版)』天野静枝.
 鎌倉市市史編さん委員会, 1994, 『鎌倉市史——近代通史編』吉川弘文館.
 加藤理, 2002, 『<古都> 鎌倉案内——いかにして鎌倉は死都から古都になったか』洋泉社.
 大仏次郎, 1974 [1965], 「破壊される自然」『大仏次郎随筆全集第二巻「石の言葉」「今日の雪」』朝日新聞社.
 雑誌『鎌倉市民』鎌倉市民社, 各号.

【統計資料および行政資料】

- 『鎌倉らしさに関する調査』株式会社野村総合研究所, 1975.
 『鎌倉のイメージに関する調査』鎌倉市企画調整部企画課, 1984.
 『魅力ある鎌倉の観光を目指して——提言』鎌倉市観光審議会, 1993.
 『鎌倉市観光客動態調査——調査報告書』鎌倉市市民部観光商工課, 1994.
 『鎌倉市観光基本計画策定調査——報告書』鎌倉市市民部観光商工課, 1995.
 『鎌倉市観光基本計画』鎌倉市市民活動部観光課, 1996.
 『鎌倉市都市マスタープラン——ダイジェスト版』鎌倉市都市部都市計画課, 1998.
 『平成 13 年観光有料施設利用者数及び観光無料施設利用者数推計表』, 2001.

* 慶應義塾大学大学院社会学研究科社会学専攻博士課程

近代日本における兵役拒否・兵役忌避・徴兵逃れ祈願

三 上 真 理 子*

1. はじめに CO が提起する問題

第一次世界大戦中、イギリスには約 16,000 人の良心的兵役拒否者 (CO=conscientious objector) が存在した。CO たちの拒否の動機・手段・程度 (さらには、彼らに対する軍および政府の対応) は一様ではなかったが、いずれの場合においても、彼らを兵役拒否 (CO=conscientious objection) という行為に駆り立てたのは次のような信念であった。「徴兵制度はすべての良心の自由を否認することによって初めて維持されるものであり、したがってまたいかなる人に対しても自分の生命を差出す際に自由に判断を下す権利を認めなかったり、人殺しをおかすように強いたりすることは、国家の正当な権限の及ぶところではない」(ボウルトン pp. 293-294, 1919 年, NCF 全国委員会の決議文より)。

CO (conscientious objection) の本来の意味は、「良心にもとづいて、例えば国家権力などからする強制的な服従要求を拒否すること」(日本友和会 p. 11) であり、種痘の拒否の場合にも使われたが、強制徴兵制が広く布かれるようになってからは、良心的兵役拒否を意味するようになった。CO (conscientious objector) たちは、徴兵制は国がその構成員である国民に“人を殺す”義務を強制的に課すことと捉え、個人の良心を無視してまでも服従を強制する国の権利を否定する。彼らは、個人の内面に対して国が干渉することを断固として拒絶し、国民に暴力行為を強制する国の権利を否定した。この意味で CO は近代国家における個人と国 (権力) の緊張関係を鮮やかに描き出す。

明治維新以降、徴兵により支えられた軍隊は、国民統合の重要な手段として、また、海外への拡張の

実質的な手段として機能し、日本の急速な近代化を支えてきた。兵役は政府により国民の果たすべき神聖な義務と位置づけられ、天皇の軍隊が対外戦争を重ねていくなかで、究極的には国（天皇）のために死ねる兵士が育成されていった。こうした状況のなかで、人々は徴兵（そして徴兵を強制する国という権力）をどのように受け止めていったのだろうか。本研究では、COが提起する国（権力）と個人をめぐる問題が近代日本においてどのように展開したのかを、兵役拒否・兵役忌避・徴兵逃れ祈願の3つのレベルの抵抗に焦点をあてながら考察し、近代日本における国（権力）と個人について考えてみたい。

2. 兵役拒否者たち

兵役拒否 (CO=conscientious objection) とは自らの信念・信仰・信条にもとづいて兵役を拒否する行為である。その際、軍・政府当局に対して自らの行為を明言し、徴兵制度そのものを否定する。COという思想がいつ日本に紹介されたのかははっきりしないが、明治以降、解禁されたプロテスタント各派とともに流入してきたものと思われる。日本で最初のCOは日露戦争に際して現れた。それ以降、キリスト教やトルストイの平和主義に影響を受けたCOたちが現れた。しかしその数は決して多くない。史料等で確認できたのは以下の9人のみである（今後も新たな事例の掘り起こしに取り組んでいきたい）。

COの先駆け：国谷 秀（キリスト教，茨城県，M37）

矢部喜好（末世の福音教会，福島県，M38）

灯台社のCOたち：明石真人（東京都，S14）

村本一男（熊本県，S14）

三浦忠治（普通寺師団管内，S14）

内村門下のCOたち：斎藤宗次郎（岩手県，M36）

石賀 修（エスベラント運動との関連，福岡県，S18）

トルストイアン：須田清基（柏木義円との関連，群馬県，T12）

北御門二郎（無教会派との関連，熊本県，S13）

近代日本において、国（権力）による個人の内面への干渉を、最も真摯に受け止めざるをえなかったのはキリスト者たちであった。COたちは、神の論理（汝殺すなかれ）を国の論理（兵役の義務）に對置することで、兵役拒否の実行に踏み切っていった。彼らにとって、国の命令は無条件に服従すべきものではなかったのである。しかし、国の論理を完全に否定しえたわけではなかった。彼らは国の論理と神の論理の間で煩悶しつつも、自らの良心の声に従おうとしたのであった。

3. 兵役忌避者たち

CO（兵役拒否者）が例外的な存在でしかなかったという事実は、人々が徴兵・戦争を疑問なく受け入れていたということの意味するものではない。COの伝統もなく、また社会主義による反戦論が弾圧される日本においては、人々の徴兵・戦争に対する疑問・反感・反対は兵役忌避というかたちで表出せざるをえなかった。兵役忌避とは、合法的・非合法的手段を用いて兵役を逃れようとする行為である。その際、軍・政府当局に対して自らの行為を明言せず、また、徴兵制度の是非そのものは問わないところがCOとは決定的に異なる。

兵役忌避は徴兵令の施行直後から発生しているが、その主流となる手段は時期により異なる。徴兵令の施行直後（明治6～7年）には、徴兵令反対の血税一揆が各地で勃発した。その多くは自然発生的なも

のであり、また多分に封建的な性格をもつものであったが、大衆を組織し武力闘争を展開したという点で特筆に値する。この時期以降、徴兵制度反対の組織的な抵抗は見当たらない。明治 10 年代に兵役忌避の主流となったのは、徴兵令の免役条項を利用した合法的忌避である。とくに、戸主・独子独孫・養子が免役とされたことから、名目上の養子縁組、分家といった方法が多用された。しかし、明治 22 年の徴兵令改正により免役条項はほぼ撤廃され、それ以降、忌避の主流は非合法的忌避へと移行していく。失踪・逃亡や身体の毀損・詐病がその主な手段となった。こうした手段を利用した忌避者の実数は不明だが、日中戦争後に至っても毎年約 2,000 人が失踪・逃亡して行方をくらましている（菊地 p. 293）。

兵役忌避という行為にはなにかしら後ろ暗さのようなものがつきまとう。拒否者たちが自らの信念や信仰にもとづき、拒否という行為を実行したのに対し、忌避者たちは自らの行為を正当化する論理をもたなかった。忌避者の多くは“人を殺すのは嫌だ”“殺されるのが怖い”“軍隊でのいじめが怖い”などのごく人間的な感情から忌避行為を行っている。彼らは国の論理に疑問をもちつつも、正面からその正否を問いただすことなく、合法・非合法の手段を用いてそこから逃避しようとした。そしてそれゆえに忌避者の多くが自らの行為を後ろめたく感じ、拒否者以上に孤独で厳しい戦いを強いられたのである。

4. 徴兵逃れ祈願

兵役拒否・兵役忌避という行為には、厳しい刑事罰とそれ以上に厳しい社会的な非難のまなざしが浴びせられた。それを覚悟の上で拒否・忌避という行為に踏み切るには大きな勇気が必要であったと思われる。そして、多くの民衆は戦争・軍隊を嫌いながらも一線を越えて行動することはなかった。しかし、そうした民衆の思いは徴兵逃れ祈願の流行という形で噴出した。徴兵逃れ祈願（兵隊逃れ祈願）とは、徴兵検査の不合格（くじ逃れ）を神仏に祈願する行為をさす。徴兵逃れ祈願は明治 10 年代から盛んになり、日清・日露戦争を通して大正時代に入るとさらに拡大していった。その後、日中戦争時まで存続していたことが聞き取り調査などにより確認されている。しかし、時局の推移にともない政府・軍部による統制が強化され、また、民衆の側にも兵役忌避を非難する風潮が高まったこともあり、徴兵逃れ祈願は人目を忍んで行われるようになっていったため、その実態については不明の部分が多い。

現在のところ、史料等により、山梨、静岡、愛知、徳島、千葉、栃木、茨城、島根、沖縄等の各県において徴兵逃れ祈願の事例が確認できる。こうした事例からは、徴兵される本人はもちろん、家族・知人・村落の人々までが徴兵を嫌い、徴兵逃れを神仏に祈願していた様子がうかがわれる。祈願の方法も、まじないのようなものから祈祷札・幟・裸参り・参籠など多様な形態をとっている。人々は徴兵から逃れることを願い、さまざまな方法で神仏に祈った。しかし、祈願がかなわず徴集されれば出征していったのである。徴兵逃れ祈願という行為には、確かに民衆の抵抗（厭軍・厭戦感情）が内包されていた。しかし、それは国の論理の枠組みからはみだすものではなかった。

5. おわりに 3つの抵抗にみる国と個人

以上のように、近代日本における兵役拒否・兵役忌避・徴兵逃れ祈願を概観してみると、人々の間に徴兵を嫌がる傾向があったことがわかる。しかし、イギリスの場合とは異なり、人々は国の論理（強制徴兵制）に対抗する論理（良心の自由）をもてなかった。ゆえに、徴兵や軍隊にたいする反発・反感・嫌悪は、兵役忌避や徴兵逃れ祈願という形で噴出せざるをえなかったのである。少数の CO たちは神の論理を国の論理に対置することで兵役拒否を実行したが、彼らにしても国の論理を完全に否定しえな

けではなかった。かなりの数にのぼると推定される忌避者たちは、国の論理に疑問をもちつつも、正面からそれに向かい合うことはなかった。さらに多数の人が行ったであろう徴兵逃れ祈願という行為は、国の論理の枠からはみだすものではなかった。近代日本における国（権力）と個人の緊張関係に焦点をあてたとき、国の論理の圧倒的な支配と論理をもたない抵抗、という図式が浮かび上がってくる。抵抗の論理を持たない人々は、組織的な抵抗運動をくり広げることはなかった。しかし、徴兵逃れ祈願の流行は、多くの人々が徴兵に対する嫌悪を共有していたことを、また、多数の兵役忌避者の存在は、確かに抵抗が行われたことを物語る。こうした考察にもとづき、今後は官公庁史料、新聞・雑誌記事、関係者からの聞き取りなどを通して、依然として不明の部分の多い兵役拒否、兵役忌避、兵役逃れ祈願に関するデータの収集をすすめるとともに、このような権力関係（国の論理の支配と論理のない抵抗）が形成される過程にも注目していきたい。

引用および参考文献

- 安部知二『良心的兵役拒否の思想』1969 岩波新書。
 加藤陽子「反戦思想と徴兵忌避思想の系譜」『近代日本文化論 10 戦争と軍隊』1999 岩波書店。
 菊地邦作『徴兵忌避の研究』1977 立風書房。
 喜多村理子『徴兵・戦争と民衆』1999 吉川弘文館。
 同志社大学人文科学研究所編『戦時下抵抗の研究 キリスト者・自由主義者の場合』1～2巻 1978 みすず書房。
 日本友和会『良心的兵役拒否 その原理と実践』1967 新教出版社。
 ボウルトン D・福田晴文ほか訳『異議却下 イギリスの良心的兵役拒否運動』1993 未来社

* 慶應義塾大学大学院社会学研究科社会学専攻博士課程

1950年代における知識人と民衆意識に関する社会史的研究

和 田 悠*

研究課題の設定

社会学において、戦後日本社会が歴史的な視点から論じられる場合には、1945年から60年までが「戦後復興期」として一括され、1960年から1975年までが「高度成長期」として時期区分されることが多い。そもそも時期区分とは、研究における課題意識によってなされるものであるが、社会学においては、主として「市民」意識とその成立に焦点があてられ、「60年安保闘争」が一つの戦後の画期的な事件として扱われる。そこでは、「60年安保闘争」は、「戦後民主主義」による「戦後啓蒙」を前提とするものであり、後のベトナム反戦運動といった「市民運動」へと接続される、国民による主体的な政治参加としての位置づけられる（たとえば、石田雄『日本の社会科学』東京大学出版会、1984年を参照）。

それに対して、近年の研究動向は、こうした時期区分とそれに伴う戦後日本認識＝歴史像を更新しようとするところにあるとあってよい。こうした動向の背景には、一定の時間的な経過があり、歴史的な「対象」として、戦後日本社会を具体相において実証的に検討しようとする歴史的な条件が生じたことがあげられる。さらに、1990年代に入ると、日本社会は経済的には新自由主義的に、思想的には新保守主義的に再編成されていく。こうした過程は、戦後日本の市民社会的統合の解体および「戦後」的価値の